

# 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和5年3月6日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時33分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる

	森 戸 雅 孝	大 浦 兼 政	氏 家 晃
	福 富 善 明	福 田 裕 司	中 島 克 訓
傍 聴 者	川 田 俊 介	小 太 刀 孝 之	市 村 隆
	雨 宮 茂 樹	浅 野 貴 之	小 平 啓 佑
	針 谷 育 造	古 沢 ちい子	大 谷 好 一
	坂 東 一 敏	内 海 まさかず	青 木 一 男
	松 本 喜 一	梅 澤 米 満	針 谷 正 夫
	広 瀬 義 明	大 阿 久 岩 人	小 堀 良 江
	白 石 幹 男	関 口 孫 一 郎	

---

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩  
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	癸生川	亘
危機管理監	間中	正幸
経営管理部長	大野	和久
地域振興部長	永島	勝
地域振興部参事	飯島	正則
地域振興部参事	佐藤	義美
消防長	上岡	健司
総合政策課長	押山	好孝
総合政策課スポーツ連携室長	小林	博己
秘書課長	小川	稔
広報課長	茅原	節子
行財政改革推進課長	狐塚	光紀
デジタル推進課長	須見	誠
危機管理課長	高久	一典
国体推進課長	大豆生田	雅志
職員課長	渡邊	浩志
管財課長	清水	孝之
財政課長	熊倉	宜和
地域振興部副部長兼 地域政策課長	高野	義宏
大平地域づくり推進課長	小島	清
藤岡地域づくり推進課長	海老沼	博行
都賀地域づくり推進課長	川又	俊行
西方地域づくり推進課長	中田	治彦
岩舟地域づくり推進課長	堀江	克実
蔵の街課長	佐藤	啓子
市民スポーツ課長	上岡	豊
渡良瀬遊水地課長	山野井	広実
消防総務課長	小川	信幸
消防総務課主幹	中村	聡
議事課長	森下	義浩

令和5年第1回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和5年3月6日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第20号 栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 2 議案第21号 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第22号 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第23号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第24号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第36号 栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）（所管関係部分）
- 日程第 8 陳情第 1号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第20号 栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野経営管理部長。

○経営管理部長（大野和久君） おはようございます。それでは、まず栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては、1ページから4ページ、議案説明書については1ページとなりますが、まず議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の1ページを御覧ください。提案理由ではありますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。次に議案説明書によりご説明申し上げますので、議案書の1ページを御覧ください。こちら1ページは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。2ページ、3ページ目をお開きください。まず、2ページの第1条につきましては、趣旨規定でありまして、本条例は個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるというものであります。

2条の定義につきましては、第1項において本条例で使用する用語は、法律で使用する用語の例によることを定め、2項においては法に沿って実施機関の定義を定めるため、財産区を新たに加え、議会を除くこととなりました。ただし、議会につきましては別途条例を定めて対応することとなっ

ております。

第3条につきましては、個人情報保護ファイル簿に準ずる帳簿の作成及び公表に関する規定でありまして、法律では本人の数が1,000人以上の場合はファイル簿の作成及び公表を自治体に義務づけておりますが、1,000人未満のものについては各自治体が条例で定めるということになっておりまして、本条例では栃木市の場合は100人以上1,000人未満のものについてもファイル簿に準ずるものを作成、公表することをここで定めたものでございます。

3ページの第4条は、開示請求に係る手数料についての規定でありまして、第1項では手数料を無料とすること、第2項では今までどおりコピー代として実費相当額を負担いただくことを規定しております。

第5条は、審査会への諮問であり、本条例を改正または廃止するときや、個人情報の漏えい、滅失等の防止のために安全管理措置の基準を定めるときなどは、栃木市情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる旨を規定しております。

第6条は、規則への委任規定となっております。

次の4ページを御覧ください。附則につきましては、第1項は、本条例は令和5年4月1日から施行すること、第2項は、栃木市個人情報保護条例を廃止するというものであります。第3項から第5項は、栃木市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置に関する規定であり、本年3月31日までに出された自己情報の開示請求や実施機関の開示決定等に対する審査請求や違法行為については、旧条例に基づき処分される旨規定したものであります。

説明は以上となりますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第2、議案第21号 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野経営管理部長。

○経営管理部長（大野和久君） それでは、議案第21号 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は5ページから9ページ、議案説明書は2ページから11ページであります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の2ページを御覧ください。提案理由であります、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例、栃木市介護保険条例、栃木市自治基本条例及び栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるというものであります。

改正の概要につきましては、引用法令の変更や所掌事項の変更など記載のとおりであります。

参照条文の説明は省略させていただきます。

4ページ、5ページの新旧対照表を御覧ください。栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、第1条において引用法令が変更となります。第2条の所掌事項につきましては、第1号は個人情報保護条例の廃止に伴い、字句を整理するものであり、第2号は情報公開制度の重要事項の実施機関の諮問に応じて調査審議するための権限を設けたものであり、第3号及び第4号は、個人情報保護法の規定による諮問事項を加えたものであります。第5号は、第3号及び第4号が加わったことによる号ずれでございます。第6号は、市議会及び財産区議会の審査請求または個人情報に関し、諮問に応じて審議すること。第7号は、個人情報保護の保護に関し、実施機関や議会に対して意見を述べることを規定したものであります。6ページ、7ページを御覧ください。第5条は、審査会への参加人や実施機関の定義を明確にするものであります。

次の、介護保険条例の一部改正につきましては、これまで条例により実施しておりました第5章認定資料の開示の部分、こちらが全て今後は法に基づいて行われることになったため、第5章全体を削除し、第6章、第7章を繰り上げる改正を行うものであります。

次に、8ページ及び9ページの一番下から始まる栃木市自治基本条例の一部改正につきましては、次の10ページ、11ページを御覧ください。法改正に伴いまして、第10条及び第23条中の文言を法律に合わせるとともに、第23条第3項では引用する栃木市個人情報保護条例が廃止されることから、これを削除するというものであります。

最後に、栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正につきましては、引用法令を

改めるものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、5ページの制定文以降を御覧ください。5ページの制定文、また6ページから8ページについてはただいま説明させていただいたため、説明を省略させていただきます、9ページから説明をさせていただきます。9ページの附則の部分を御覧ください。まず1つとして、こちらの条例の改正につきましては、令和5年4月1日から施行するというものであります。次の2つは経過措置でありまして、まず1つ目は、この条例の施行日の前になされた審査請求に係る諮問については従前の例によるということ。次がこの条例の施行の前になされた開示請求に係る手続については、なお従前の例によるということでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第22号 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野経営管理部長。

○経営管理部長（大野和久君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第22号 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定

につきましてご説明を申し上げます。

議案書は10ページと11ページ、議案説明書は12ページから15ページとなります。まず、議案説明書の12ページを御覧ください。提案理由であります、令和5年4月1日からの組織改編に当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明いたしまして、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、14ページ、15ページを御覧ください。栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例第6条につきましては、審議会の庶務を担当する所管課を職員課から総務人事課に改正いたします。

次の栃木市スポーツ推進審議会条例第8条につきましても審議会の庶務の所管課を市民スポーツ課からスポーツ課に改正いたします。

次に、議案書によりご説明申し上げます。10ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただき、次の11ページから説明させていただきます。改正文の内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただいたとおりであります。附則の説明となりますけれども、こちらの条例は令和5年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第23号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第23号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案書は12ページ、13ページ、議案説明書は16ページとなります。まず、議案説明書でご説明を申し上げますので、議案説明書の16ページを御覧ください。提案理由でございますが、市の財政健全化を進めるに当たり、引き続き栃木市長、副市長及び教育長の給与の減額を行う措置を講ずるため、本条例を制定することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の12ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の13ページを御覧ください。条例案となりますが、第1条は趣旨規定でありまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例に定める額から市長、副市長においては10%を、教育長においては5%を減額するというものでございます。また、期末手当の算定の基礎となる給料月額につきましてもそれぞれ同様に減額するというものでございます。

附則であります。第1項につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項につきましては、この条例は令和8年4月24日、またこの条例の施行の際現に市長の職にある者の退任の日のいずれか早い日に限り、その効力を失うというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 3名の方の減額する予定額というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 年額になりますが、市長につきましては10%で、合計で171万2,000円、副市長が10%で141万円、教育長が5%で57万円、特別職の3名の合計で369万2,000円を予定しております。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、議案第24号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡市民スポーツ課長。

○市民スポーツ課長（上岡 豊君） ただいまご上程いただきました議案第24号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書は14ページから15ページ、議案説明書は17ページから19ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の17ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市大光寺河川敷運動場及び栃木市大皆川ニュースポーツ広場を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきまして新旧対照表によってご説明を申し上げます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

18、19ページを御覧ください。第2条の改正につきましては、表中の栃木市大光寺河川敷運動場と栃木市大皆川ニュースポーツ広場の項を削除するものでございます。別表第1の改正につきましても同じく2つの施設の項を削除するものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げます。議案書の14ページを御覧ください。こちらは、制定文となりまして、栃木市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

次の15ページを御覧ください。こちら改正文となりますが、内容につきましては先ほど議案説明書の中でご説明を申し上げましたので、説明のほうは省略させていただきます。

同じく15ページ下段を御覧ください。附則であります。この条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この2つの施設を廃止する理由につきましてお伺いします。

○委員長（小久保かおる君） 上岡市民スポーツ課長。

○市民スポーツ課長（上岡 豊君） 両施設とも複数にわたりまして台風で被災を繰り返しております。また今後もそのようなときに被災をするということになりますと、また結構多くの予算をかけながら再度作り直さなくてはならないというようなこともございまして、今回は廃止というような形にさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうすると、あの直近の台風被害から、被災をしてからこの運動場は実際利用されていなかったという理解でよろしいですか。

○委員長（小久保かおる君） 上岡市民スポーツ課長。

○市民スポーツ課長（上岡 豊君） 両施設とも台風の被災後は利用者に説明をいたしまして、そのまま利用停止という状況が続いております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 利用がなかったということなのですから、何人いたか分からないですけ

れども、利用者の方への説明ですとか、意見とか、等々ございましたらお願いしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 上岡市民スポーツ課長。

○市民スポーツ課長（上岡 豊君） 利用者の方には被災後すぐに今後の方針につきまして説明をさせていただきます。説明だけではなく、代替の施設も紹介させていただきます。現在はその代替施設を利用されているというような状況でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今ご答弁で代替地ってお話出たのですけれども、代替地ってどこになるのですか。

○委員長（小久保かおる君） 上岡市民スポーツ課長。

○市民スポーツ課長（上岡 豊君） 特定の代替ということではなくて、現在栃木市で管理しております社会体育施設及び学校開放の施設でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、利用者の状況とか、例えば月でもいいのですけれども、年でもいいのですけれども、そういう利用状況と分かれば世代、年齢別とか、そんなところ分かったら教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 上岡市民スポーツ課長。

○市民スポーツ課長（上岡 豊君） まず、大皆川の施設でございますけれども、こちらにつきましては、ターゲットバードゴルフで使われておりましたので、高齢者の団体が1団体ございました。こちらは赤津のほうにありますターゲットバードゴルフ場に移動をさせていただきました。もう一つの大光寺のほうは硬式野球等の団体ございまして、ある意味若い層の利用がございましたので、社会体育施設、学校体育施設のほうに移動していただいた、そういう状況でございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑は。

副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 今るるお話を聞かせていただきました。廃止ということで今お話ですけれども、これ廃止した後のその場所の管理とかというのはどういうふうにするのですか。

○委員長（小久保かおる君） 上岡市民スポーツ課長。

○市民スポーツ課長（上岡 豊君） 両施設とも河川敷という状況でございますので、河川の用地になります。すなわち県の管理になります。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了します。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお時間を願います。

〔執行部退席〕

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第6、議案第36号 栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第36号 栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は60ページから61ページ、議案説明書は152ページでございます。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の152ページをお開きいただければと思います。

初めに、提案理由でございますが、平成26年3月に廃校となりました旧寺尾南小学校の利活用につきまして、企画提案方式により事業者を選定するに当たり、審査等を実施するため、平成30年に栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会を設置するための条例を制定したところでございます。その後令和2年3月に同審査委員会におきまして応募のございました事業者の審査が行われ、優先交渉権者については該当なしとの答申がなされたことから、旧寺尾南小学校の利活用については市として再検討をいたしました。その結果、令和3年9月に市といたしましては、市の書庫及び倉庫として活用することを決定したところでございます。このようなことから今後本施設におきましては、利用事業者の選定に係る審査等を実施する必要がなくなりましたので、本条例を廃止することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げます。議案書の60ページをお開きいただければと思います。こちらは制定文でございます。栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

次の61ページをお開きください。附則であります、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第7、議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程いただきました議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和4年度栃木市の一般会計の補正予算（第10号）は、

次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,146万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ725億7,491万6,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

第2項は、繰越明許費の変更は、第3表、繰越明許費補正によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページ、5ページが歳入、次の6ページを飛ばしまして、7ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分は、次の10ページをお開きください。一番下の10款4項伝建地区拠点施設整備事業であります。工事の手法等について専門者会議による検討に時間を要したことなどにより、年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次に、11ページを御覧ください。第3表、繰越明許費補正（変更）であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。12ページが補正前、次の13ページが補正後となっております。補正前の起債の目的欄、1項目め、体育施設整備事業から最後の社会教育施設整備事業までの計14件について、起債の限度額を補正後のとおり変更させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

次に、少し飛びまして45ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。45ページが歳入、次の46、47ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、48ページ、49ページをお開きください。2款2項1目1節自動車重量譲与税は、補正額2,000万円の減額であります。説明欄の自動車重量譲与税につきましては、これまでの交付実績などを踏まえ、減額補正するものであります。

次に、3款1項1目1節利子割交付金は、補正額300万円の減額であります。説明欄の利子割交付金につきましては、自動車重量譲与税と同様、これまでの交付実績などを踏まえ、減額補正するものであります。

次に、4款1項1目1節配当割交付金は、補正額3,500万円の増額であります。説明欄の配当割交付金につきましては、自動車重量譲与税などと同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、6款1項1目1節法人事業税交付金は、補正額1,100万円の増額であります。説明欄の法人事業税交付金につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節地方消費税交付金は、補正額3,300万円の増額であります。説明欄の地方消費税交付金及び次の50、51ページの地方消費税交付金（社会保障財源化分）につきましては他の交付金と同様これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、10款1項1目1節地方特例交付金は、補正額134万6,000円の増額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額3億8,833万7,000円の増額であります。説明欄の普通交付税及び特別交付税につきましては、国の補正予算による臨時費目の追加及びこれまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、13款1項2目1節消防費負担金は、補正額201万4,000円の減額であります。説明欄の北海道・北関東道救急業務負担金につきましては、高速道路への出勤率の変更により、当初見込みを下回ることから減額補正するものであります。

次に、52ページ、53ページをお開きください。一番下の段の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額2,362万5,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施に当たり、国の補正予算による交付金の配分があったため増額補正するものであります。

次に、54ページ、55ページをお開きください。3行目の4目2節都市計画費補助金は、補正額885万円の減額であります。説明欄の街なみ環境整備事業補助金につきましては、歴史まちづくり事業費に対する補助金であります。事業費の減に伴い、減額補正するものであります。次の歴史的観光資源高質化支援事業補助金につきましては、国庫補助金の歳入減に伴い、減額補正するものであります。

次に、56ページ、57ページをお開きください。2段目の16款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額4,028万7,000円の減額であります。説明欄の第77回国民体育大会市町競技施設整備費補助金及び次のいちご一会とちぎ国体会場地市町運営交付金につきましては、それぞれ第77回国民体育大会開催関係事業費に対する補助金であります。大会の終了による精算に伴い、減額補正するものであります。

次に、58ページ、59ページをお開きください。2段目の17款1項2目1節利子及び配当金は、補



正額478万7,000円の減額であります。説明欄の1行目の公共施設整備等基金利子、2行目の財政調整基金利子及び3行目の減債基金利子につきましては、金利低下等により各基金利子の減が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、2項1目1節土地売払収入は、補正額1億1,558万2,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、栃木市神田町及び藤岡町地内の市有地の売払収入が見込まれるため増額補正するものであります。

次に、18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1,350万円の増額であります。説明欄の1行目の企業版ふるさと応援寄附金、2行目の庁舎建設寄附金及び3行目の市民協働まちづくり寄附金につきましては、寄附の申出があったため増額補正するものであります。

次に、60ページ、61ページをお開きください。3段目の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額164万4,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整のため基金から繰入れを増額補正するものであります。

次に、2目1節減債基金繰入金は、補正額2,013万8,000円の増額であります。説明欄の減債基金繰入金につきましては、臨時財政対策債償還金の基金積立て分を繰り入れるため増額補正するものであります。

次に、3目1節庁舎建設基金繰入金は、補正額212万3,000円の減額であります。説明欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、本庁舎エレベーター改修事業費における事業費の減少に伴い、減額補正するものであります。

次に、4目1節スポーツ振興基金繰入金は、補正額1,128万1,000円の減額であります。説明欄のスポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツ大会開催委託事業費ほか8事業における事業費の減少及び本年度のふるさと応援寄附金を充当するため減額補正するものであります。

次に、11目1節ふるさと整備事業基金繰入金は、補正額448万5,000円の減額であります。説明欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、岩舟総合運動公園施設改修事業費の繰越しに伴う財源を調整するため減額補正するものであります。

次に、62ページ、63ページをお開きください。15目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金は、補正額157万5,000円の減額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター活用事業費の財源に本年度のふるさと応援寄附金を充当するため減額補正するものであります。

次に、16目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額8,040万2,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援寄附金繰入金につきましては、各事業費の財源の一部をふるさと応援基金から一般財源へ振り替えるため、減額補正するものであります。

次に、1目飛びまして21目1節小平浪平顕彰基金繰入金は、補正額360万円の減額であります。説明欄の小平浪平顕彰基金繰入金につきましては、小平浪平生家管理費及び小平浪平生家整備事業

費の財源に、本年度のふるさと応援寄附金を充当するため減額補正するものであります。

次に、1目飛びまして25目1節コウノトリ生息地環境整備基金繰入金は、補正額678万7,000円の減額であります。説明欄のコウノトリ生息地環境整備基金繰入金につきましては、コウノトリ生息地環境整備事業の財源に本年度のふるさと応援寄附金を充当するため減額補正するものであります。

1段飛びまして21款5項4目2節雑入は、補正額1,049万1,000円の減額であります。説明欄のスポーツツーリズム参加者負担金等（総合政策課）につきましては、コロナ禍の影響によりスポーツツーリズム事業を中止したこと等により、負担金が見込めないため減額補正するものであります。

次の電話使用料等（大平地域づくり推進課）につきましては、コロナ禍の影響による大平地区マラソン大会の中止により参加料が見込めないため減額補正するものであります。

次の宮の下簡易郵便局取扱手数料等（岩舟地域づくり推進課）につきましては、コロナ禍の影響による岩舟健康マラソン大会の中止により参加料が見込めないため減額補正するものであります。

次に、64ページ、65ページをお開きください。1行目の芸術文化振興基金助成金等（蔵の街課）につきましては、重伝建選定10周年記念事業費の財源として芸術文化振興基金助成金を見込んでいましたが、不採択となったため減額補正するものであります。

次の大会参加者負担金等（市民スポーツ課）につきましては、コロナ禍の影響により少年スキー教室の中止及びウォーキング大会の規模縮小により、参加者負担金の減が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、22款1項市債であります。市債につきましては説明欄にありますように市債の種類ごとに細かく分類され、数も多くございます。そのため各項目の説明内容を追加資料として別紙にまとめさせていただきましたので、恐れ入りますが、お手元のタブレットにあります令和4年度一般会計補正予算（第10号）、22款1項市債資料という資料も併せて御覧ください。市債につきましては、予算書64ページ、65ページの1目1節総務債から次の66ページ、67ページの8目3節中学校債まで説明欄で25項目ございますが、合計で5,550万円を減額補正させていただきたいというものであります。各項目の説明につきましては、追加資料に記載のとおり各事業費の増減や財源の変更等により補正させていただくものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の所管関係部分についての説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分について説明をさせていただきますので、68ページ、69ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額145万7,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員手当等について不足が見込まれるため補正するものであります。

なお、次ページ以降の各科目における説明欄の職員人件費につきましては、職員の給料、職員手当等の不足額及び不用額を精査し、補正するものでありますので、恐れ入りますが、以降の説明は省略させていただきます。

次の議員人件費につきましては、改選等に伴い期末手当の不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、70ページ、71ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額3,971万6,000円の減額であります。説明欄の秘書課一般経常事務費につきましては、県市長会負担金に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の非核平和事業につきましては、コロナ禍の影響により広島平和記念式典中学生派遣事業が中止になり、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の特別職人件費につきましては、市長、副市長の給料等の減額に伴い、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の会計年度任用職員共済費につきましては、職員の産・育休や欠員補充等により任用する会計年度任用職員の共済費に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（職員課）につきましては、同じく会計年度任用職員の人件費に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額375万4,000円の減額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、マスコットキャラクター応援寄附金等が当初見込みを下回るため減額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額4億57万5,000円の増額であります。説明欄の減債基金積立金につきましては、将来における公債費負担の軽減を図るため増額補正するものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、補正予算の財源調整により積立金の減が必要となるため減額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額7億1,145万6,000円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金積立金につきましては、土地売払収入が見込まれるため、また市有施設の老朽化により大規模改修工事等の増加が見込まれ、その財源を確保するため増額補正するものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、入札に伴う執行残により不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、今後各総合支所や消防庁舎等の整備が予定されており、その財源を確保するため増額補正するものであります。

次の本庁舎エレベーター改修事業費につきましては、工事内容を見直す必要が生じたため減額補正するものであります。

次に、6目企画費は補正額2億5,681万3,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の市長おまかせコースが見込みより減となったため減額補正するものであります。

次の小平浪平顕彰基金積立金につきましては、当初財源として見込んでいたふるさと応援寄附金

の減少などのため減額補正するものであります。

次のプロスポーツ連携事業費につきましては、コロナ禍の影響によりスポーツツーリズム事業などプロスポーツ団体との連携事業が中止になり、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の第77回国民体育大会開催関係事業費につきましては、大会の終了による精算に伴い不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、10目情報システム管理費は補正額4,198万7,000円の減額であります。説明欄の情報端末管理費から次の72、73ページの2行目のインターネット系システム管理費までの6事業につきましては、半導体不足の影響等や事業内容の見直し及び入札に伴う執行残などにより、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額710万円の増額であります。説明欄のおおひら産業祭開催事業費から4行目の岩舟地域づくり推進課一般経常事務費までの4事業につきましては、コロナ禍の影響により産業祭等の開催を中止したことにより不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次のコウノトリ生息地環境整備基金積立金につきましては、財源となるふるさと応援寄附金が当初想定を上回る見込みであるため増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額1,589万円の減額であります。説明欄の2行目の二十歳の集い開催事業費（栃木）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者に検査を行いました。検査方法を変更したことにより不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の大宮公民館浄化槽解体撤去事業費につきましては、入札に伴う執行残により不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の社会教育関係団体補助金（都賀地域づくり推進課）につきましては、1団体の減少により不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の都賀公民館講座等開設事業費から、その下2行目の西方子ども夏まつり負担金までの3事業につきましては、コロナ禍の影響により子どもリーダー研修会等の開催を中止したことにより事業費に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、14目体育費は、補正額1,089万7,000円の減額であります。説明欄の生涯スポーツ振興事業費（大平）から7行目の少年スポーツ振興事業費までの7事業につきましては、コロナ禍の影響により各種大会の開催を中止したことなどから、事業費に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次のスポーツ振興基金積立金につきましては、財源となる企業版ふるさと応援寄附金が当初想定を上回る見込みであるため、増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額900万円の減額であります。説明欄の西方総合文化体育館改修

事業費につきましては、入札に伴う執行残により不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、16目諸費は、補正額4,952万9,000円の増額であります。説明欄の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、財源となる市民協働まちづくり寄附金が当初想定を上回る見込みであるため、増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして88ページ、89ページをお開きください。3行目の4款1項3目環境衛生費は、補正額1億5,057万8,000円の増額であります。説明欄の水道事業会計補助金につきましては、企業会計において電気料金高騰により事業費が増大している場合は、地方創生臨時交付金を充当することが可能であることから、この充当のため補助金を増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして104ページ、105ページをお開きください。3行目の8款4項3目下水道費は、補正額1,200万円の増額であります。説明欄の下水道事業会計補助金につきましては、水道事業会計と同様、企業会計において電気料金高騰により事業費が増大している場合は、地方創生臨時交付金を充当することが可能であることから、この充当のため補助金を増額補正するものであります。

1つ飛びまして5目まちづくり事業費は、補正額120万円の増額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、入札に伴う執行残により不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、106ページ、107ページをお開きください。3行目の9款1項3目消防施設費は、補正額851万3,000円の減額であります。説明欄の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、事業内容の見直しにより不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の消防基金積立金につきましては、当初財源として見込んでいたふるさと応援寄附金の減少などのため減額補正するものであります。

次に、5目災害対策費は補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、防災事業費について財源内訳欄にありますようにふるさと応援寄附金を財源充当するため補正するものであります。

次に、108ページ、109ページをお開きください。10款1項2目事務局費は、補正額820万円の減額であります。説明欄の2行目特別職人件費につきましては、教育長の給料等の減額に伴い、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、110ページ、111ページをお開きください。2項1目学校管理費は、補正額2,705万円の増額であります。説明欄の2行目、市費負担教職員人件費につきましては、職員の給料等に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして118ページ、119ページをお開きください。2行目の4項3目文化財保護費は、補正額1,163万5,000円の減額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては

は、国庫補助金の減額に伴い、事業内容を見直したことから事業費に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、120ページ、121ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、財源内訳欄にありますように臨時財政対策債償還金の減債基金積立て分を繰り入れるため補正するものであります。

次に、2目利子は補正額4,000万円の減額であります。説明欄の市債償還利子につきましては、確定額が当初見込みを下回るため減額補正するものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 59ページの市有土地売却収入の藤岡地域で土地が売れたということなのですが、場所をお聞きしたいのですけれども、どこら辺の土地が売却できたのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） お答え申し上げます。

藤岡町の市有地の売却につきましては、場所を言いますと藤岡の荒立あるいは藤岡の藤岡というところに、藤岡町時代に区画整理等を行った跡地がありまして、そちらの市有地が売れたことの内容でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 土地が藤岡地区の荒立というのですね、荒立という地名なので、その土地が売れたということなのですけれども、土地の売却がなかなか今まで滞っていたという状況なのですけれども、今後の土地の売買については見通しをちょっとお聞きしたいのですけれども。よろしくお願いたします。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 管財課といたしましても市有地の公売等に関してPRとか、あるいはケーブルテレビでの宣伝とかもしておりますので、そういったものを目にしていただいて一般の方が

公募に応じていただいていると思っております。今後につきましてもそういった状況で公売が進んでいくのではないかとこのふうには見込んでおります。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） なかなか市有地が残っているものが大変多いので、先ほど言われたように土地の売払いに協力していただいて、いい案があったらどしどし提案で進めていただきたいと思います。要望です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 71ページなのですがすけれども、第77回いちご一会とちぎ国体の関係事業費2億2,100万円の減額なのですが、精算によるものということなのですがすけれども、規模が縮小になったとか、コロナの影響とか何かしらのことがあるのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 大豆生田国体推進課長。

○国体推進課長（大豆生田雅志君） お答え申し上げます。

本予算の減額につきましては、こちらは市から実行委員会への補助金が主になってございまして、その分が当初6億8,651万3,000円でありましたが、入札等各種事務を行った結果、支出額が約5億5,900万円ということに、実行委員会の決算になりますけれども、5億5,900万円となりまして繰越金などもございましたので、それを含めると今回2億2,100万円が不用額となったものでございましてすけれども、主な理由としましては入札等に係るものということで、こちらは実行委員会の支出になりますけれども、正式4競技分の競技会場の設営費になります、大きく予算額が3億7,802万3,000円ほど見込んでおりましたが、そこで4,000万円ほどの入札等による不用額が出たり、あとは輸送交通、弁当調達など運営に係る業務委託が1,700万円ほど入札等で減したり、あと実績として予算内容から縮小できたものもございまして。こちらは借り上げバスの費用になります、当初411台ほど見込んでおりましたものが、例えばコロナ禍によりまして一般の入場者の減などを見込みまして、バスの利用が411台から297台に減りましたため、それで4,400万円ほどの残が出たりとか、それから役員手当、これは競技団体の役員手当等で1,500万円とか、それと合わせましてボート、カヌーの競技会場につきましては、災害時、台風の際に緊急撤去が必要になる可能性がございましたので、そういった費用なども見込んでおりました。そういったもろもろを含めまして2億2,100万円ほどの残が出たということでございまして。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 107ページお願いします。消防団機械器具置場等の整備事業ということで、減額と内容が変更になったということをお聞きしました。あと、場所と内容の変更についてお聞き

いたします。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答えいたします。

本年度実施しております消防団の機械器具置場の解体事業につきましては2か所ございます。1か所が旧大平方面隊と言われます大平町の川連地内にあります機械器具置場、もう一か所がやはり同じ大平町榎本地内にございます旧大平町方面隊の機械器具置場の2か所でございます。消防団の再編につきましては、令和3年度に実施をいたしまして、合計13か所の機械器具置場が不要となりましたので、適時解体を進めているところでございます。計画としましては、昨年度3か所、そして本年度2か所実施しておりますが、昨年度実施いたしました事業の内容を踏まえまして、今年度は概算設計というところで金額を要求しまして、想定よりも比較的安価で実施ができたということでありまして、減額補正をしているところでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 消防施設の解体ということでお聞きしましたのですけれども、この消防施設の解体については今後多くというか、まだまだ計画的に行われる予定なのでしょうか。あと、予定としてはどのぐらいかかるか教えていただきたいのですが。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、消防団の再編で不要となりました機械器具置場は合計で13か所ございまして、昨年度3か所、そして今年度2か所と。残り8か所ございます。こちらに関しましては、ほとんど借地でございまして、その費用のかかるところを優先的に、あるいは地権者等の要望を基に優先的に実施しております。今後毎年2か所ずつ計画しておりますので、最終的には令和8年度をもって終了の見込みと考えております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 71ページになります。2款1項5目財産管理費の中の庁用自動車の購入事業費のところ、ちょっと聞きそびれてメモを取りそびれたのですけれども、この減額についての理由を教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） この庁用自動車につきましては、商工とか観光で利用しておりますトラックを予算で要求しております、予算要求時はダブルキャブのトラックを見積りしていたわけなのですが、現実にはシングルキャブでも大丈夫だということで、その分の差額が生じたということ



で減額させていただきました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

#### ◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第8、陳情第1号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

岩崎書記。

〔書記朗読〕

○委員長（小久保かおる君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には陳情の趣旨や、その論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言お願いいたします。

〔「全員で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 今全員でという発言がございましたので、では副委員長から。

すみません、ご発言がございましたら、全員ということではなく、挙手をしていただければと思います。ごめんなさい。

森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） 私は、まず不採択という立場から意見を述べさせていただきます。

今回のこの陳情の趣旨につきましては、一応富山市議会ということが言及されています。富山市議会につきましても調べてみたら、結局宗教における靈感商法的なところが社会問題になっているということで、国もそういった決裁をやっています。その関連から、そういったことに関わりを持つなという議決だったような内容でありました。そういった点から、それを憲法にすり替えるというようなことで、私としてはそういった憲法にすり替えての内容であるということで、私はこの件につきましては不採択ということで意見を述べさせていただきます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員お願いします。

○委員（福田裕司君） 私も不採択という立場から発言させていただきたいというふうに思います。

まず、この陳情の内容の一つとして、自治体ですとか議会において特定の宗教法人及びその関係団体、ただし反社会団体との法的根拠がある団体は除くとされていますけれども、関係を遮断する内容の宣言、決議をしないことというのが1つ目。2つ目が自治体及び議会において議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査、質問したりしないことというのが今回の陳情の内容だということだと思っています。陳情理由について、信仰の自由ですとか、法の遵守について守ることというのはもう当たり前のことであって、あと特定の宗教団体と言っているけれども、明らかにこれは旧統一教会のことを言っているのではないかなと思うのです。国でも今そういう被害者の方から声が実際上がってしまっていて、社会問題になっているのが実情だと思うのです。中には、森戸さんも言われていましたけれども、靈感商法ですとか、多額の寄附金などで生活に支障が出ているから、救済の声というのが実際上がっていて、それには今一切触れていないのです、そっちには。それに触れずに憲法でこういうルールがあるとか、そっちばかり主張しているような気がされているのが1つと、私たち栃木市議会についてもそんな決議なんかは今までしたこともないですし、ただ議員として、議会人として、では市民からそういう相談があったときに動かないのかということなのです。それが規制されてしまうような内容であることがやっぱり問題なのかなと私は思っていて、議員としての調査権とか質問権、制限する内容にも取れますことから、この陳情については不採択とさせていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） ほかにご発言ありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この陳情の趣旨というところで、憲法に保障された思想・良心の自由ですとか、信教の自由等を述べておりますが、陳情項目にあるこの2つの項目、特に1番目の項目なのですが、こういった類いの内容の宣言、決議をしないこと、これを採択してしまうと言論の府であります議会としての権能・権利の役割を自ら放棄することになると私は考えます。自己否定につながると思います。そういったところから今森戸委員、また福田委員からもありましたが、そういったご意見にも私は賛同もいたしますし、また今のこのことのような観点からも不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかにご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○委員長（小久保かおる君） 起立なしであります。

したがって、陳情第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時33分)